○近畿地方整備局告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十八号南部大阪都市計画都市高速鉄道事業第二百二十五―一号南海電気鉄道南海本線及び第二百二十五―二号南海電気鉄道高師浜線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十三号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―三号高石南海東側一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十二号南部大阪都市計画道路事業七・六・二百二十五―五号高石南海西側一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十四号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―六号高石南海西側二号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十四号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―六号高石南海西側二号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十六号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―七号高石南海西側三号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十七号南部大阪都市計画道路事業八・七・二百二十五―一号高石南海分岐一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日

近畿地方整備局長　池田　豊人